

Q : 9 実際には見ることのできない「観光施設」が写真に
写っている

『夜景の見えるお部屋に宿泊!』というキャッチフレーズと共に、当該宿泊施設の客室から見た夜景の写真をパンフレットに掲載したいのですが、当該宿泊施設から提供を受けた夜景の写真には、ライトアップされた有名な遊戯施設が写っています。ところが、当社の利用予定の客室からは当該遊戯施設は見ることはできません。このような場合、『客室からの夜景のイメージ』というキャプションをつければ問題ないですか。

A :

問題になる場合があります。

募集広告や説明書面（パンフレット）等における写真・画像などの使用については、まず、「旅行目的地の風物・景色及び宿泊施設に関する写真等を使用する場合は、原則として、当該ツアーの日程に含まれているものに限られます。」という原則があります。また、客室からの景観については、大原則として、実際に客室から見える景観に見合った表示をすることとなっています。

なお、写真の説明に近接して「〇〇のイメージ」等の表示が認められていますが、この場合は、ツアーの日程に直接関係がないものであることを明らかにすることとなっています。

以上のような規約ルールからすれば、ご質問のケースでは、実際には利用予定の客室から当該有名な遊戯施設は見ることはできないものであり、不当表示のおそれがあります。

このような場合で、「イメージ」として表現できるのは、「天候や時間の関係などで写真のように見えない場合があります。」という注釈に限られるということになるでしょう。

昨今は、「〇〇が見えるお部屋」などを“売り”にしている商品も多いことから、特に写真等の使用に関しては注意が必要です。

【規約第7条（1）関係、運用基準4（1）ア】

【規約第14条（3）】

